

「インターネット人権侵害防止対策事業」 プロポーザル募集要項

1 趣旨

令和8年1月に施行する「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」の周知及び県民のインターネット利用に関するリテラシーの向上を図ることを目的とした「インターネット人権侵害防止対策事業」（以下「事業」という。）について、委託事業者を募集する。

2 委託期間

委託契約の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該事業の実施に係る令和7年度予算が繰り越された場合、委託期間を令和9年3月31日まで延長することがある。

3 事業委託の対象者

事業を委託するためのプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。また、複数の企業・団体の共同企業体による応募も可能とするが、その際は代表企業が応募すること。

- (1) 法人その他団体又は個人事業主であって、委託仕様書の条件を満たすノウハウを有すること。
- (2) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 事業の実施に当たり、県との打ち合わせ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - ② 応募図書（6(4)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - ⑦ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (5) 共同企業体による参加の場合、全ての構成員が(1)から(4)に掲げる要件を満たすこと。また、各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員を兼ねておらず、単独企業としての参加をしていないこと。

4 事業内容

別添委託仕様書のとおり

5 事業費

4,500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、県民生活部総務課人権推進室との協議により決定する。

6 企画提案に係る手続

受付は、9時から17時までとする。（土曜日・日曜日及び祝日は除く。）

(1) 様式等の配布

① 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロードすること。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/joreiprop.html>

② 配布期間

令和7年12月26日（金）から

(2) 参加表明書の提出

参加表明書（様式第1号）を持参、電子メール又はファックスにより令和8年1月13日（火）までに事務局に提出すること。

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

① 質問の受付期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月14日（水）まで

② 提出方法

持参、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。

③ 質問に対する回答

質問は様式第11号により行い、事務局は令和8年1月16日（金）までに、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、参加表明書を提出した全ての者に対して回答の内容を兵庫県ホームページにて公表する。

(4) 応募書類の作成及び提出

この募集要項のほか、委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、正本1部、副本8部を令和8年1月21日（水）までに原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合は、あらかじめ事務局に連絡したうえで、令和8年1月21日（水）までに事務局に到着するよう提出すること。なお、共同企業体で参加の場合、下記⑥、⑧、⑩は全ての企業分を提出すること。

① 応募申請書（様式第2号）

② 提案者概要（様式第3号）

③ 類似事業受託実績表（様式第4号）

④ 企画提案書（表紙：様式第5号、表紙以外：任意様式）

⑤ 経費積算見積書（様式第6号）

⑥ 指名停止の状況（様式第7号）

⑦ 誓約書（様式第8号）

⑧ 納税証明書※（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの。副本には写しを添付）

ア 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国所管：税務署（納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」）

イ 兵庫県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※ 兵庫県税の課税実績がない場合は誓約書（様式第9号）

- ⑨ その他提案内容を説明する書類
- ⑩ 会社概要（パンフレット）等提案者の概要を説明する書類（様式第3号関連）
- ⑪ 共同企業体届出書（共同企業体で参加の場合のみ）（様式第10号）
- ⑫ 共同企業体協定書（共同企業体で参加の場合のみ）（様式任意）

※代表企業に参加申込の権限を付与すること。

(5) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

(1) 審査の方法

審査会を設置し、以下の項目についてプレゼンテーション審査を行い、審査員の評価点の合計得点が最も高い事業者について委託事業者に選定する。

評価項目	評価の視点	配点
各コンテンツの内容	・条例について分かりやすく伝えられる内容か ・リテラシーの向上につながる内容か 等	35点
情報発信の方法等	・幅広い層に発信するための創意工夫がなされているか ・各コンテンツの発信期間、回数は妥当か 等	35点
実施体制	・事業を実施するために必要な人員等の体制がとられているか ・類似の事業のノウハウ及び実績があるか 等	20点
見積額	・各経費の積算は妥当か	10点
	合計	100点

(2) プrezentation審査の実施

① 日時：令和8年1月28日（水）13:00～（予定）

② 場所：県庁周辺

※詳細は、令和8年1月23日（金）17時までにメール等により通知する。

③ 実施方法（予定）

ア 出席者は4名以内とする。

イ 各応募者の持ち時間は30分（説明20分、質疑応答10分）とする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加の資料の配布は原則認めない。

エ 審査については、実績や運営体制等から当該業務を問題なく遂行できるかを総合的に判断する必要があるため、業者名は伏せないで行う。

オ 会場にプロジェクター及びスクリーンを用意するが、その他の説明に必要な機材等（パソコン、レーザーポインター等）は持参すること。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、令和8年1月30日（金）17時までに、事務局からメール等により通知する。

8 その他

応募図書の作成に当たっては、下記のサイト等を参考にすること。

- ・インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例の制定について（兵庫県 HP）

兵庫県／インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例の制定について

- ・「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例（案）」に関する県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について（兵庫県 HP）

兵庫県／「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例（案）」に関する県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

- ・インターネットによる人権侵害をなくすために（兵庫県 HP）

兵庫県／インターネットによる人権侵害をなくすために

- ・インターネット上の誹謗中傷や差別等に関する相談窓口について（兵庫県 HP）

兵庫県／インターネット上の誹謗中傷や差別等に関する相談窓口について

9 事務局

兵庫県県民生活部総務課人権推進室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-362-3229 FAX 078-362-4266

メール jinken@pref.hyogo.lg.jp